

令和7年度 八代市坂本支所地域振興課 会計年度任用職員（パートタイム職員）募集要項

八代市総務企画部坂本支所地域振興課
〒869-6105 八代市坂本町坂本 1051-2
Tel (0965) 45-2211

受付期間 令和7年9月～任用予定者が予定人数に達し次第終了
面接日 令和7年9月以降随時実施（おためし地域おこし協力隊最終日実施）

1 受験資格・任用予定人員等

職種	任用予定人員	業務内容	受験資格
地域おこし協力隊員	1人	・坂本温泉センター（株）（第三セクター）の運営支援及び道の駅坂本の再開業に向けた活動 ・地域団体（食処鮎やな等）の活動支援及び事業承継 ・地元特産品のPR及び販路開拓支援 ・地域資源を活かした新たな観光企画や商品開発の支援 ・地域文化の継承及び情報発信	・三大都市圏や都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住している者で、採用後に生活の拠点を八代市坂本町に移して、住民票を異動する意思がある人 ※詳細は、総務省「地域おこし協力隊」のホームページに掲載されている「特交付税措置に係る地域要件確認表」をご覧ください。 ・地域の活性化に意欲があり、地域住民と協力し合える人 ・地域特性や風習を理解し、住民と積極的に親睦を図れる人 ・任期満了後も八代市坂本町に定住意思がある人 ・心身ともに健康で、誠実に職務を行える人 ・普通自動車免許を有し、自動車の運転ができる人 ・パソコンを用いた文書作成及び表計算をすることができ、SNS等の活用ができる人

【欠格事項】

地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 八代市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の受験希望者の皆さんへ

外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

その他

年齢制限はありません。

2 選考方法

試験方法	内容
書類審査 (申込書による書類審査)	志望動機、自己 PR、資格・免許、経歴など
おためし地域おこし協力隊【別紙 1、2】 への参加及び面接試験（2泊3日）	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します

3 試験及び合格発表の日時・場所

区 分	日 時	場 所	備 考
面接	令和 7 年 9 月中旬以降 (おためし地域おこし協力隊 最終日)	八代市役所坂本支所 仮設庁舎	面接日時は協議のう え、後日文書にてお知 らせします
合格者発表	面接後 14 日以内	合否にかかわらず受験者全員に文書で通知し ます	

【注意事項】

1. 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、面接会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。
2. 合否については、電話ではお答えできません。

4 結果の開示について

この選考の結果については、受験者本人の申出に限り開示します。
開示内容については下記のとおりです。

開示請求 できる人	開示内容	開示期間	開示場所 及び時間	手続等
受験者 本人	試験の順 位及び得 点	合格発表の 日から 1 カ月間	八代市役所坂本支 所仮設庁舎 地域振興課 午前 8 時 30 分～午 後 5 時 15 分 土・日・祝日は受 付できません。	受験者本人が受験票を持参の上 直接開示場所へおいでくださ い。電話・はがき等による請求 はできませんのでご注意ください。

5 受験申込手続

申 込 書 の 入 手 方 法	八代市ホーム ページからの 印刷	申込書（A4 サイズ） * 縮小や拡大をせずに 1 枚の紙に両面印刷すること。
	市の機関 での入手	受験票（A4 サイズ） * 縮小や拡大をせずに 1 枚の紙に印刷すること。
	郵送による 請求	八代市役所坂本支所仮設庁舎 地域振興課窓口 封筒のおもてに「会計年度任用職員申込書請求」と朱書きし、裏 に請求者の住所・氏名を明記し、140 円切手をはった郵便番号・ あて先明記の返信用封筒（角型 2 号の大きさ）を同封して、八代 市役所坂本支所仮設庁舎地域振興課あてに請求してください。
	提出書類	① 申込書 ② 受験票 ③ 資格及び免許を証明する書類の写し

申込方法		④ 受験票返信用封筒（長型 3 号） 〈注意事項〉 1 申込書（両面）、受験票の必要事項を記入して、署名欄は必ず自署してください。 2 写真（$4\text{ cm} \times 3\text{ cm}$）を、申込書の写真欄にはってください。 3 受験票返信用封筒に申込者の郵便番号、あて先（「様」を記入のこと）を記入し、110 円切手を貼ってください。
	申込先	〒869-6105 八代市坂本町坂本 1051-2 八代市坂本支所地域振興課 〈注意事項〉 1 郵送の場合は、申込書を折らずに簡易書留又は特定記録で郵送してください。 2 発送の控えは、受験票が届くまで保管してください。 3 簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。 4 申込書、受験票、資格証明書類の写し、受験票返信用封筒以外のものは同封しないこと。 5 封筒のおもてに「会計年度任用職員申込書在中」と朱書すること。 6 持参される場合は、八代市役所坂本支所仮設庁舎地域振興課へお越しください。（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））
申込書類の取扱い		提出いただいた書類は選考以外には使用いたしません。 選考の結果不合格となった方の書類については、適切に破棄いたします。

6 面接にあたっての注意事項

- （１）面接中、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等）は、電源を切ってくださいため一切使用できません。
- （２）面接は、指定された時刻にお越しください。遅れた場合は、面接ができない場合があります。

7 合格の決定について

- （１）面接試験の配点の 6 割以上の点数だった方のうち、成績上位者を合格者とします。
- （２）合格者が辞退した場合は、次点の方を合格者とします。

8 合格から採用まで

- （１）採用は、令和 7 年 11 月 1 日以降の予定です。
- （２）合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- （３）地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用はすべて条件付きのものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 勤務条件

任用期間	採用日 から 令和8年3月31日（予定） まで
再度任用の有無	有 再度任用：次年度に、能力の実証を経て改めて任用されること
再度任用の基準	能力の実証の結果や任期満了時の業務量により判断します。
再度任用の上限	有（選考によらない再度任用は2回まで）
勤務地	八代市役所坂本支所仮設庁舎 地域振興課内
業務内容	特産品の販路拡大、新施設開業（令和9年7月リニューアル予定）に向けた商品開発や事業承継、観光施設を活用した地域振興、地域の情報発信などの地域協力活動
報酬 （月額）	187,520円 このほか通勤距離に応じて通勤費相当額（上限あり）が支給されます。ただし、扶養手当等は支給されません。 一定以上の任用期間・勤務時間の方には、期末手当、勤勉手当を支給する予定としています。 また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
住居手当	住居費用は市が負担します（上限あり）。ただし、光熱水費は個人負担となります。
勤務時間	月曜日から金曜日のうち週4日、1日7時間45分時間（週31時間） 午前8時30分～午後5時15分（休憩時間正午～午後1時） ただし、業務の都合上、所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（行事の都合で振替の場合あり）
休暇	年次休暇ほか
服務	会計年度任用職員（パートタイム職員）は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定（地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。）が適用されます。